

# 令和8年4月から健康保険料が変わります。

令和8年4月からの保険料詳細は下記のとおりです。

## 【令和8年度】

種別	基礎賦課額	後期高齢者 支援金	介護 納付金 ※1	子ども・ 子育て 支援納付金 ※2	合計		
					18歳以上 75歳未満	左記のうち 40歳～64歳 の方	0歳～18歳 の方
第Ⅰ種組合員	33,000円	5,500円	6,000円	<b>600円</b>	<u>39,100円</u>	<u>45,100円</u>	—
第Ⅰ・Ⅲ種家族	12,000円				<u>18,100円</u>	<u>24,100円</u>	17,500円
第Ⅱ種組合員	12,000円				<u>18,100円</u>	<u>24,100円</u>	17,500円
第Ⅱ種家族	8,000円				<u>14,100円</u>	<u>20,100円</u>	13,500円

新設

(1人1カ月あたり)

- ・第Ⅰ種組合員 = 75歳未満の事業主の先生
- ・第Ⅱ種組合員 = 従業員

※1・・・40歳以上65歳未満の方。

※2・・・18歳に達する日以降の最初の3月31日の翌日以後の方。

## 第Ⅲ種組合員 (75歳以上の事業主の方)

第Ⅲ種組合員	4,000円
--------	--------

第Ⅲ種組合員 = 健康保険は後期高齢者医療広域連合になりますが、75歳未満の家族、従業員を引き続き当組合被保険者として残すため、また保健事業等に参加するために組合員として残られた先生(事業主)のこと。